

2010 年 3 月 9 日

知的財産政策の今後の課題について

委員 川島千裕

所用により第 13 回知的財産政策部会を欠席するため、今回のテーマに関して書面にて考えを述べさせていただきます。

1. 知的財産政策部会における検討課題について

まず、持続的な成長を実現していくうえで「知的財産を国内外において適切に保護・活用していくことが重要である」との課題認識や、検討の視点として「特許の活用強化」、「中小企業等幅広いユーザーの利便性向上」、「国際的な制度調和」を挙げられたことについて賛同します。

現在、政府が検討を行っている「新成長戦略」においては、わが国の企業数の 99.7%、常用雇用者数の 66.2%を占める中小企業の経営基盤・競争力強化が重要課題の 1 つであると考えています。当部会において、中小企業の知的財産活動の促進・支援という観点を重視した検討が行われることを要望します。

2. 検討の視点について

このような認識のもと、検討の視点について若干意見を述べます。

(1) 「特許の活用強化」について

中小企業における特許の活用促進をはかるうえで、特許情報活用支援アドバイザーや特許流通アドバイザーの果たす役割は大きく、これらのアドバイザーの人材確保・育成と適切な配置がなされることが重要であると考えます。

(2) 「中小企業等幅広いユーザーの利便性向上」について

まず、産学官の連携を強化し、大学から中小企業への技術移転を円滑化させるために、技術移転機関（TLO）を拡充するとともに、コーディネーター役の人材の確保・育成を強化することが重要であると考えます。

また、ユーザーの利便性向上という観点からは、中小企業に対する様々な支援サービス（知的財産活用・保護、製品企画・開発、マーケティング、法務、財務、労務管理など）を身近な場所の 1 ヾ所で提供する（ワンストップサービスの提供）体制の確立が重要であると考えます。

さらに、金型をはじめとする中小企業の技術が、特許・実用新案・著作権等知的財産権の枠組みで保護されるよう法整備を進めるとともに、外国への特許出願に対する支援策を強化することが重要であると考えます。

(3) 「国際的な制度調和」について

国際的な知的財産保護の観点からは、模倣品・海賊版の取締り・拡散防止を強化する必要があると考えます。そのため、政府が進めている国際的な連携の枠組み（模倣品・海賊版拡散防止条約構想）の早期実現が重要であると考えます。

以 上